

参議院 經濟産業委員会 會議録第十五号

第一百五十四回国

平成十四年五月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十一日

辞任

段本 幸男君

補欠選任

片山虎之助君

出席者は左のとおり。

委員長 保坂 三蔵君

理事 山崎 力君

松田 岩夫君

平田 健二君

本田 良一君

大島 慶久君

加藤 紀文君

小林 温君

近藤 剛君

関谷 勝嗣君

直嶋 正行君

藤原 正司君

築瀬 進君

若林 秀樹君

荒木 清寛君

松 あきら君

緒方 靖夫君

西山登紀子君

広野ただし君

國務大臣

經濟産業大臣 平沼 赳夫君

副大臣 經濟産業副大臣 大島 慶久君

大臣政務官

經濟産業大臣政務官 下地 幹郎君

經濟産業大臣政務官 松 あきら君

事務局側

常任委員会専門員 塩入 武三君

本日の會議に付した案件

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(保坂三蔵君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告を申し上げます。去る二十一日、段本幸男君が委員を辞任され、その補欠として片山虎之助君が選任されました。

○委員長(保坂三蔵君) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案の両案を一括して議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。平沼經濟産業大臣。

○國務大臣(平沼赳夫君) おはようございます。まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、従来から、燃料資源の石油依存度、輸入依存度が高い等の脆弱なエネルギー供給構造を有しておりますが、近年、オイスビル等の業務部門におけるエネルギー消費の増加傾向が著し

いエネルギー消費が構造的に変化しつつあること、大量のエネルギー消費が地球環境に及ぼす影響に対する懸念が高まっていること等、我が国のエネルギーをめぐる経済的、社会的環境が大きく変化している状況にあります。

このような状況を踏まえ、政府といたしましては、エネルギーの使用の合理化の措置をこれまで以上に徹底するとの認識に立ち、エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正するため、本法案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、工場及び事業場に係る措置の強化として、現在、製造業等の五業種に限られている第一種エネルギー管理指定工場の指定対象業種の限定を撤廃し、エネルギー消費量が大规模である事業場についても指定対象とし、エネルギーの使用の合理化のための中長期的な計画の作成及びその提出を義務付けるとともに、エネルギー消費量が中規模である工場又は事業場に対して、現在のエネルギー使用状況等の記録義務に代え、大規模な工場又は事業場と同様に定期報告の提出を義務付けることといたしております。

第二に、建築物に係る措置の強化として、床面積二千平方メートル以上の住宅以外の建築物を建築しようとする建築主に、建築物の設計及び施工に係る省エネルギー措置に関する事項の届出を義務付けるとともに、国土交通大臣から建築主事を置く市町村長等に、建築物に係る指導等に関する権限を委譲することといたします。

以上がエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨であります。

引き続きまして、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、既に申し上げましたとおり、脆弱なエネルギー供給構造を有しており、地球温暖化防止の観点も踏まえれば、石油などの化石燃料から他のエネルギーへと代替していくことが重要な課題であります。折しも、欧米諸国においては、電気事業者に対して、一定割合の再生可能エネルギーの導入を義務付ける制度を積極的に導入しつつあります。

以上のとおり、風力や太陽光を始めとしたいわゆる新エネルギー等の利用をこれまで以上に大幅に促進することにより、環境の保全にも寄与しつつ、エネルギー源の多様化を図ることが必要となっております。

このような状況を踏まえ、政府といたしましては、このたび電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、經濟産業大臣が、総合資源エネルギー調査会及び関係大臣の協力を得つつ、新エネルギー等電気について電気事業者が利用すべき量の目標を定めることといたします。

第二に、經濟産業大臣は、新エネルギー等電気を発電し、又は発電しようとする者からの申請に応じ、関係大臣の協力を得つつ、その設備等について認定をすることといたします。

第三に、電気事業者が毎年度、その供給する電気の量のうち、一定量以上の量の電気を新エネルギー等電気とする義務を課すこととし、その義務の量に満たない場合には、經濟産業大臣がその者に対して新エネルギー等電気を利用しなければならぬ旨の勧告及び命令をすることができることとしております。

以上が電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、この二つの法律案について、慎重御審議の上、御賛同くださいますようによくお願いを申し上げます。

○委員長(保坂三蔵君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

一、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて」を削り、「も」を「工場」に改め、「当該業種に属する事業の用に供する工場であつて」を削り、同条第二項中「前項の政令で定める業種に属する事業の用に供する」を削り、「同項の政令」を「前項の政令」に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第一項の政令で定める業種に属する」を削り、同条第四項中「一」を「いずれかに」に改める。

第七条第一項中「により、」の下に「その設置している」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一種特定事業者のうち次に掲げる者(以下「第一種指定事業者」という。)は、この限りでない。

一 第一種エネルギー管理指定工場のうち製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するものうち政令で定めるものを設置している者

二 第一種エネルギー管理指定工場のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場を設置している者

第十条第二項中「第一種特定事業者」の下に「第一種指定事業者を除く。」を加え、同条第三項中「第一種エネルギー管理指定工場」の下に「(第一種指定事業者が設置しているものを除く。)」を加える。

第十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一項の規定により同項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者は、前項の規定により中長期的な計画を作成するときは、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させなければならない。

第十条の二を第十条の三とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(エネルギー管理員)  
第十条の二 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

一 経済産業大臣又はその指定する者(以下「指定講習機関」という。)が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に必要知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者

2 第一種指定事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員に選任した者に経済産業大臣

又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第九条及び前条第一項の規定はエネルギー管理員に、同条第二項の規定は第一種指定事業者に、同条第三項の規定は第一種指定事業者が設置している第一種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする

第十二条の三を次のように改める。

(準用規定)  
第十二条の三 第十条第二項、第十条の二第一項から第三項まで及び第十一条の規定は第二種特定事業者に、第十条第三項の規定は第二種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

2 第九条及び第十条第一項の規定は、前項の規定により準用される第十条の二第一項の規定により選任されたエネルギー管理員に準用する。

第十二条の四を次のように改める。

第十二条の四 削除

第十二条の二第一項中「第十二条の三第一項第一号」を「第十条の二第一項第一号(第十二条の三第一項において準用する場合を含む。次項、第十二条の二十三第一号及び第二十五条の二第一項において同じ。)」に改め、同条第二項の下に「第十二条の三第一項において準用する場合を含む。第二十五条の二第一項において同じ。」を加え、同条第二項中「第十二条の三第一項第一号」を「第十条の二第一項第一号」に改める。

第十二条の二十三第一号中「第十二条の三第一項第一号」を「第十条の二第一項第一号」に改める。

第十五条第一項中「国土交通大臣を」所管行政庁(建築主事を置く市町村又は特別区の区域にあつては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域にあつては都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。)」に改める。

第十五条の二の見出しを「(特定建築物に係る届出、指示等)」に改め、同条第二項中「国土交通大臣を」所管行政庁に、「特定建築主を」者に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「国土交通大臣は、建築物であつて規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」という。)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び特定建築物に設ける空気調和設備に係るエネルギーの効率の利用のための措置を」所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項に「特定建築物の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。))を「当該届出をした者に、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備に係るエネルギーの効率の利用のための措置に関する事項を」を指示を」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

建築物であつてその規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」という。)の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備に係るエネルギーの効率の利用のための措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十五条第一項中「第六條第一項の政令で定める業種に属する事業を行う者又はを削り、同条第四項中「国土交通大臣」を「所管行政庁」に改める。

第二十五条の第二項中「第十二条の三第一項第一号」を「第十條の二第一項第一号」に改める。

第二十八條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十二条の三第一項」を「第十條の二第一項(第十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十九條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「又は第十二条の二第二項」を「第十二条の二第二項又は第十五条の二第一項」に改め、同条第二号中「第十條の二第一項」を「第十條の三第一項」に改め、者」の下に「又は同条第二項の規定に違反した者」を加え、同条第三号中「第一條」の下に「第十二条の三第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第二十九條の二中「二」を「いずれかに」に改める。

第三十一條中「第十二条の三第三項」を「第十條の二第三項(第十二条の三第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

附則

(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(報告に関する経過措置)  
第二條 この法律の施行前に、この法律による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十五条第四項の規定により報告を求められ、かつ、報告がされていないものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第三條 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
第四條 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

電気事業者による新エネルギー等の利用に關する特別措置法案  
電気事業者による新エネルギー等の利用に關する特別措置法

(目的)  
第一條 この法律は、内外の経済的社会的環境に應じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に關する必要な措置を講ずることとし、もつて環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)  
第二條 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二條第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。

2 この法律において「新エネルギー」とは、次に掲げるエネルギーをいう。  
一 風力  
二 太陽光  
三 地熱  
四 水力(政令で定めるものに限る。)

五 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができ、かつ、(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を熱源とする熱  
六 前各号に掲げるもののほか、石油(原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。)を熱源とする熱以外のエネルギーであつて、政令で定めるもの

3 この法律において「新エネルギー等電気」とは、新エネルギー等発電設備を用いて新エネルギー等を変換して得られる電気をいう。  
4 この法律において「新エネルギー等発電設備」とは、新エネルギー等を電気に変換する設備であつて、第九條第一項の規定により認定を受けたものをいう。  
5 この法律において「利用」とは、供給する電気(電気事業者に供給するものを除く。)の全部又は一部を新エネルギー等電気にすることをいう。  
(新エネルギー等電気の利用目標)  
第三條 経済産業大臣は、四年ごとに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標(以下「新エネルギー等電気利用目標」という。)を定めなければならない。

2 新エネルギー等電気利用目標に定める事項は、次のとおりとする。  
一 新エネルギー等電気の利用の目標量に關する事項  
二 新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に關する事項  
三 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、新エネルギー等の普及の状況、石油の需給事情その他の経済的社会的事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、新エネルギー等電気利用目標を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣及び農林水産大臣又は国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

5 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(新エネルギー等電気の基準利用量)  
第四條 電気事業者は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間(以下「届出年度」という。)に利用することを予定している新エネルギー等電気の基準利用量(その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量他の電気事業者に供給したものを除く。第十條において同じ。)を基礎として新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及の状況その他の事情を勘案して経済産業省令で定めるところにより算定される新エネルギー等電気の量をいう。以下同じ。その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 届出年度の四月一日から六月一日までの間に電気の供給を開始した電気事業者に關する前項の規定の適用については、同項中「四月一日から」とあるのは、「当該電気事業者が電気の供給を開始した日から」と、「当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量」とあるのは、「当該届出年度におけるその電気事業者の電気の供給量の見込み」とする。

第五條 電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、基準利用量(次条及び第七條の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。第八條において同じ。)以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならない。

(基準利用量の変更)  
第六條 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気の利用をする場合において、当該他の電気事業者の同意を得たときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けて、その超える分に相当する新エネルギー等電気の量を自らの基準利用量から減少することができる。

第七條 経済産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準利用量に相当する量の新エネルギー等電気の利用を第五条の規定により行うことが困難となつた電気事業者の申出があつたときは、当該届出年度の基準利用量を減少することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により基準利用量を減少したときは、当該電気事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(勸告及び命令)

第八條 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従つて新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合において、新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない程度が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従つて新エネルギー等電気の利用をすべきことを命ずることができる。

(新エネルギー等発電設備の認定)

第九條 新エネルギー等を電気に変換する設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該発電し、又は発電しようとする者が設置し、又は設置しようとする当該新エネルギー等を電気に変換する設備が経済産業省令で定める基準に適合すること。
二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、新エネルギー等発電設備について第一項の認定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

(供給した電気の量等の届出)

第十條 電気事業者は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の前年の四月一日からその年の三月三十一日までの一年間における電気の供給量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載)

第十一條 電気事業者又は第九條第一項の認定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備へ、その利用をし、又は発電した新エネルギー等電気の量その他経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十二條 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者又は第九條第一項の認定を受けた者に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者又は第九條第一項の認定を受けた者の事業所又は事務所に入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第十四條 この法律の規定により経済産業大臣の権限に屬する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(罰則)

第十五條 第八條第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
第十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第四條又は第十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十一條の規定に違反して、帳簿を備へず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
三 第十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三條から第八條まで、第十條から第十二條まで、第十五條及び第十六條(第十一條、第十二條及び第十六條にあつては、電気事業者に係る部分に限る。)の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 経済産業大臣は、第三條の規定の施行前においても、同條の規定の例により、新エネルギー等電氣利用目標を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた新エネルギー等電氣利用目標は、第三條の規定の施行の日において同條第一項の規定により定められたものとみなす。

第三條 第五條の規定の施行の際現に電気事業者である者のうち、同條の規定に従つて新エネルギー等電氣の利用をするものが著しく困難であると経済産業大臣が認定したものに係る第四條に規定する基準利用量は、同條の規定にかかわらず、第五條の規定の施行後七年間は、第四條の規定によつて算定した量を新エネルギー等電氣の利用の状況その他の事情を勘案して経済産業大臣が定める方法により調整して得た量とする。

(政令への委任)

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加へ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経済産業省設置法の一部改正)

第六條 経済産業省設置法(平成十一年法律第十九號)の一部を次のように改正する。
第十九條第一項第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」を「電氣事業者による新エネルギー等の利用に關する特別措置法(平成十四年法律第 号)、石油及び可燃性天然ガス資源開発法」に改める。